

交通災害共済とは

みなさんが会費を出し合い、交通事故によってけがをしたり、死亡したとき、見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

平成24年度加入・支払状況

- 加入者数 268,974人
- 見舞金支払件数 2,223件
- 見舞金支払金額 146,332,000円

このリーフレットを共済会員証と一緒に保管してください。

加入できる方は

1. 埼玉県内の次の市町村にお住まいで、その市町村に住民登録のある方

	市町村	電話番号	市町村	電話番号	市町村	電話番号
市役所	本庄市	0495-25-1111	鴻巣市	048-541-1321	深谷市	048-571-1211
	志木市	048-473-1111	和光市	048-464-1111	新座市	048-477-1111
	桶川市	048-786-3211	久喜市	0480-22-1111	北本市	048-591-1111
	八潮市	048-996-2111	富士見市	049-251-2711	三郷市	048-953-1111
	蓮田市	048-768-3111	坂戸市	049-283-1331	幸手市	0480-43-1111
	鶴ヶ島市	049-271-1111	日高市	042-989-2111	吉川市	048-982-5111
	ふじみ野市	049-261-2611	熊谷市	048-524-1111	朝霞市	048-463-1111
町村役場	加須市	0480-62-1111	白岡市	0480-92-1111		
	伊奈町	048-721-2111	三芳町	049-258-0019	毛呂山町	049-295-2112
	越生町	049-292-3121	滑川町	0493-56-2211	嵐山町	0493-62-2150
	小川町	0493-72-1221	川島町	049-297-1811	吉見町	0493-54-1511
	鳩山町	049-296-1211	ときがわ町	0493-65-1521	横瀬町	0494-25-0111
	皆野町	0494-62-1230	長瀬町	0494-66-3111	小鹿野町	0494-75-1221
	東秩父村	0493-82-1221	美里町	0495-76-1111	神川町	0495-77-2111
	上里町	0495-35-1221	寄居町	048-581-2121	宮代町	0480-34-1111
	杉戸町	0480-33-1111	松伏町	048-991-2711		

2. 1.の住民に扶養されている方で、修学のため上記の市町村以外に転出している方

加入申込みは

- 申込書は、市役所・町村役場で配布しています。
- 受付窓口は、お住まいの市役所・町村役場又は最寄りのゆうちょ銀行・郵便局です。
- 申込時期・申込方法については、お住まいの市町村によって異なります。

対象となる交通事故は

- 国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車等の交通に伴う接触、衝突、転落、転覆などの事故
- 歩行中、上記の車両にはねられたり、ひかれたりした事故
- 踏切道における電車等との接触、衝突、その他の事故

対象とならない事故は (主なもの)

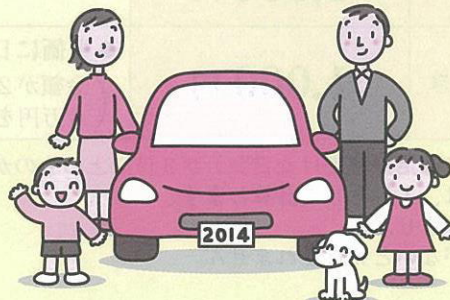
- 作業用特殊自動車で作業中の事故
- バス等の乗降中における事故
- 幼児用乗用具(玩遊具)による自損事故
- 歩行中、交通事故以外の不注意による事故
- 会員の故意又は重大な過失による事故
- 無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
- 地震、洪水、津波等の天災による事故
- 電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェー、リフト等の事故

お問い合わせはお住まいの市役所・町村役場の担当窓口へ

平成26年度 会員募集

市町村 交通災害共済

家族そろって加入しましょう!



共済会費は

年額(ひとり)

- 一般……………900円
- 中学生以下……500円
- (平成26年4月1日現在)

※中途加入の場合も同額です。
※平成26年3月に中学校を卒業する方は一般の会費です。

共済期間は

平成26年4月1日から
(中途加入の場合は、その翌日)

平成27年3月31日まで

共 済 見 舞 金 額 表

災 害 区 分	共 済 見 舞 金 額		
① 死亡	120 万円		
② 傷害 1 (交通事故証明書が 得られる場合)	入院 1 日につき	2,000 円	●それぞれの単価に日数を掛けた金額の合計額 (合計額が2万円に満たないときは2万円とし、 22万円を超えるときは22万円を限度とします)
	通院 往診 } 1 日につき	1,000 円	
③ 傷害 2 (交通事故証明書が 得られない場合)	入院 } 通院 往診 } 1 日につき	1,000 円	●単価に日数を掛けた金額 (金額が2万円に満たないときは2万円とし、 6万円を超えるときは6万円を限度とします)

※傷害見舞金は、医師等による**治療実日数（実際治療を受けた日数）が3日以上**のものが対象です。

※同じ日に通院日又は入院日が重複するときは、1日として計算します。

※精神的疾患及び治ゆ後の治療は、対象となりません。

※交通事故証明書は、警察に交通事故の届出がないと発行されません。

身体障害見舞金

傷害1の見舞金給付を受けた方が、当該交通事故による傷害が原因で、災害の発生した日の翌日から2年以内に身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級の障害を残すことになった場合に**80万円**が支払われます。

請求期限

交通事故にあった日の翌日から起算して3年以内



見舞金の請求は

●交通事故にあった日の翌日から起算して**2年以内**に、加入時の市役所・町村役場の担当窓口で手続きをしてください。

※交通事故にあった日の翌日から起算して**2年**を経過すると無効になります。

見舞金請求に必要な書類は

○は必要書類、△は場合により必要な書類

必要な書類等（書類の費用は自己負担になります）	傷害 1	傷害 2	死亡	身体障害
① 会員証、印鑑、預金通帳	○	○	○	○
② 交通事故証明書	○		○	
③ 交通事故自認書（交通事故証明書が得られない場合） 【◆用紙は、市役所・町村役場にありますが】		○		
④ 診断書（様式第11号） 【◆用紙は、市役所・町村役場にありますが】	○	○	△	
⑤ 同乗者証明書（交通事故証明書に同乗者の記載がない場合） 【◆用紙は、市役所・町村役場にありますが】	△			
⑥ 戸籍謄本及び死亡診断書（死体検案書）			○	
⑦ 障害診断書及び身体障害者手帳の写し				○
⑧ 住民票（加入時と住所が異なる場合）	△	△	△	△
⑨ 委任状（代理人が請求手続きをする場合）	△	△	△	△

※見舞金は口座振込です。

※書類は**原本**を提出してください。交通事故証明書・診断書が写しの場合は、原本を一緒にお持ちいただくか、その写しに原本提出先の保険会社から原本証明をもらってください。

※診断書は、組合所定の診断書のほか、これと同様の**受傷原因、受傷日、初診日、治療実日数、治療日、治療経過等**が記載された医師の診断書又は柔道整復師等の施術に関する証明書とします。なお、必要項目が確認できないときは、再度、組合所定の診断書を提出していただく場合もあります。

※委任状で委任できる代理人の範囲は、家族に限ります。ただし、見舞金振込口座が災害を受けた会員名義の場合又は災害を受けた会員が未成年者で親権者が手続きをされる場合は、委任状は不要です。

※上記書類のほか、**必要な書類がある場合がありますので、詳しくは市役所・町村役場の担当窓口にお問い合わせください。**

交通事故証明書について

警察署又は交番等に置いてある申請用紙を用いてゆうちょ銀行・郵便局で申し込むと、自動車安全運転センターから郵送されます。ただし、警察に届出のない交通事故については、発行されません。

《平成26年度 市町村交通災害共済のご案内》

～交通事故でけが等をしてしまったときに見舞金をお支払いする相互扶助制度～

※保険ではありません

— 桶川市では平成26年3月3日から次の窓口で受付開始 —

★ 【ゆうちょ銀行・郵便局】

最寄のゆうちょ銀行・郵便局でお申込できます。

桶川市内では…

- ・ ゆうちょ銀行桶川店(桶川郵便局内)
- ・ 桶川坂田郵便局
- ・ 桶川神明郵便局
- ・ 桶川西一郵便局
- ・ 桶川日出谷郵便局
- ・ 川田谷郵便局

※3月3日から12月末日まで受付



★ 【市役所】

・ 市役所安心安全課 (桶川市泉1-3-28)	【3月3日(月)】から平日の 午前8時30分～午後5時15分
・ 東部連絡所 (東部市民サービスセンター内) (桶川市末広3-19-8)	

★ 【臨時受付】

・ 農業センター (桶川市川田谷4414)	【3月7日(金)】 午前9時30分～午後3時 ※正午～午後1時を除く
・ さくらフレンド【勤労青少年ホーム】 (桶川市末広3-19-8) ※東部連絡所と同一の建物	【3月5日(水)】 午前9時30分～午後3時 ※正午～午後1時を除く

※昨年までは、加納公民館で臨時受付窓口を開設していましたが、今年は当該施設の耐震補強工事により利用することができないため、「さくらフレンド」で受付をいたします。
ご迷惑をおかけしますが、くれぐれもお間違いないようお願いいたします。

申込時は、つり銭のないようご協力お願いいたします。

問合せ…安心安全課Tel 786-3211

※別添のチラシ・申込書と併せてご覧ください。